

## 論文審査の結果の要旨

與那覇 潤

本論文は「近代」の主要な特徴の一つをなしたナショナリズムについて、東アジアにおけるその出現の有様を、日琉関係観の変化を中心にすえて論じ、あわせてグローバリズムの浸透する「近代」後の世界における社会倫理のあり方を探求した論考である。琉球処分や日琉同祖論、社会革新への期待など、具体的な歴史的イベントを取り扱っているが、事件史や思想史ではなく、事件に関わって発せられた言説を、時代の学知と照合しつつ丹念に分析し、それを通じて「近代」の相貌と「近代」後の倫理のアウトラインを取り出そうとした野心的な試みである。

全編を貫くキーワードとして用いられている「翻訳」とは、ある言語から別の言語へのテキストの変換の謂いではなく、ある物事を別の物事と同一であるとして置きかえ、説明し、正当化する営為を指す。例えば、別々の集団として生きてきた琉球人と日本人について、先祖を共にするゆえに琉球人は日本人だとする類いの言説である。このアイデアを科学社会学から得たことが示すように、著者はカルチュラル・スタディーズをはじめ、現代の学知をあらゆる領域にわたって貪欲に吸収・咀嚼し、自家薬籠中のものとしつつ論を組み立てている。通常の歴史とはなはだ体を異にする所以である。

さて、本論文は、序論で方法を詳述したのち、本論の第一部で琉球処分をめぐる日本語・中国語・英語による言説を分析し、第二部では日本国内における「血統」と「人種」をめぐる学知の形成過程を追い、それらを前提として、第三部で沖縄人が日本人に同化しようとする諸言説を生み出した有様を分析し、結論で東アジアにおける近世と「近代」の巨視的な展望をあたえ、さらに「近代」後の倫理を考察するという構成を取っている。

以下ではまず、歴史解釈の面を紹介し、評価しよう。第一部の主題は、19世紀後半の東アジアにおける西洋の再登場が何を変え、何を変えなかったかを、琉球処分をめぐる諸言説について分析する。近世の東アジア国際秩序は、関係の内容について解釈を一義的に決めず、互いに異なる解釈をしていることを黙認することによって、つまり「翻訳」を行わないことによって安定を維持していた。琉球王国が薩摩に実効支配されながら、大清から冊封を受け続けたのがその良い例である。ところが、そこに登場した近代西洋は領土を一本の国境線で区切り、支配-従属関係も一義的に決めるという文法を要求した。第一章は、在北京日本公使館が雇用したイギリス人ジャーナリスト、バルフォアの言論活動を手がかりに、英語メディアが解釈を一義化する第三者の審級として登場したこと、そして中国が必ずしもこの「翻訳」秩序に包摂されなかったことを示している。他方、日本の琉球処分にあたっては、西洋

が持ち込んだもう一つの文法、ナショナリズムは用いられなかった。第二章は、琉球処分に伴う日中対立の調停に当たった元米国大統領グラントの関係者が日本と琉球の間に系譜的類縁関係を見出したものの、日本政府も中国政府もこれに留意しなかったこと、それは両国で西洋的な血縁の学知が存在しなかったことを背景とし、当時の西洋国際法もまた、領土問題の処理と生物学的系譜関係とを無関係としていたからだと解している。この解釈は、琉球処分は民族同祖論で正当化されたという通説を否定し、19世紀後半における西洋との再会が、東アジアの国際秩序に「翻訳」のルールを持ち込む一方、ナショナリズムの言説はいまだ使われなかったという巨視的な展望を提示している。日中英三言語による新聞記事や当事国の学知の状況を綿密に検討した結果であって、説得的である。

第二部は、第三部におけるナショナリズムの言説の導入、東アジア国際秩序の第二の変化を説明するために、日本国内の学知の変化を論じている。第一は「血統」であって、現行国籍法が日本社会は血統を重んずるという考えに立脚している淵源を尋ね、明治の民法典論争の際に穂積八束が提唱した観念としての血統主義、すなわち非血縁者も「血族」に含めようとの考えが、核家族化の進行とともに実体化したとする。第二は「人種」であって、元来は人の種類というほどの内容であったこの言葉が、最初の人類学者坪井正五郎によって生物学的系譜を指す近代西洋の *race* と同定され、のちに彼の意図と逆に優生学的血縁論に濫用されるようになったと指摘する。また、1910年代には、新カント学派の影響下に社会進化論に代わって「文化」概念が流布し、これに伴って「民族」概念が「人種」概念より多用されるようになったと論じている。穂積の役割を過大評価する気味があるものの、いずれも重要な観察である。

第三部は、20世紀の沖縄人が、日本人アイデンティティを受け入れてゆく過程の分析である。琉球処分に際して、琉球人は日本国家の権力支配を強制的に受容させられたのであるが、20世紀初頭には自ら日本人であることを受け入れ始める。東京帝大を最初に卒業した沖縄人、伊波普猷による「日琉同祖論」の提唱とその普及が画期となった。彼は、17世紀の向象賢による『羽地仕置』を、もとの文脈から切り離して沖縄と日本の言語的な系譜関係を証明するものと翻訳し、それを以て沖縄人が日本人となることを正当化した。これは、伊波が学んだ内地の学界が注目し始めていた神話学や言語学などの学知を基礎に、沖縄を舞台に展開した知的構築作業であって、背後にはいわゆる人類館事件があり、沖縄人を台湾の生蕃やアイヌと差別化しようとする動機があったのではないかと推測している。沖縄現地では、彼に先立って同化を使命と任ずるある中等学校教員がすでに同祖論を提唱していたが、帰郷した彼は高い学的威信を背景により洗練された論理を提供し、それは1910年代半ばにはジャーナリズムを通じて流布定着していった。また、伊波の帝大の後輩東恩納寛惇は、従来は君主観の関係を示すに過ぎなかった為朝渡来伝説を沖縄人全体の日本人との民族的同一性の証拠として翻訳するに至った。このような事実解釈を通じた日琉同一論は、必ずしも沖縄人全体を動かしたわけではない。しかし、彼らの一部は別の経路から日本への同化を選択す

るに至った。かつての宗主国中国に辛亥革命が発生した時、『沖縄毎日新聞』の青年編集者たちは、台湾の知識人と同様にその成り行きに強い関心を注いだ。第二革命の挫折後、関心を大正政変によって示された日本内地の政治的革新運動に移し、おりから日本で注目を浴び始めた新カント学派の学知を参照しつつ、理想への同化として日本を活動舞台に選び取ったのである。強いられた帝国への編入の後、新教育を受けた現地知識人たちは「帝国」を翻訳し、その中でより良い境遇を求める戦略をとったのであった。

第三部は、ほかに琉球の内部で漁民や離島を「異民族」と表象したという事実を血清学などの学知との交渉を織り交ぜながら叙述した章や、同じ帝国に対し伊波普猷と同様の戦略によって同化を主張した李光洙を取り上げ、二者の評価が沖縄と朝鮮で対照的になった理由を探究した補論を含んでいる。全体として、先行研究のみならず、沖縄の新聞や内地の書籍・学会誌が広く参照されており、その上で、沖縄での同化が日本からの押しつけ、すなわち公定ナショナリズムの形で進んだのではなく、むしろ弱者の対応戦略として始まったことを説得的に論証していると評して良い。

ところで、本論文は歴史解釈であると同時に、それと密接に絡み合う形で、長期的な歴史論と倫理学を展開している点も大きな特徴としている。著者は、現代のナショナリズム論の多くが、ナショナリズムの人工性と虚構性を暴き、それによってその問題性を解消しようとする傾きがあることを指摘し、その戦略の有効性に疑問を投げかける。むしろ、沖縄人がしてきたように、「帝国」に包摂されながら、敢えて同化の理想を立て、それに依拠しつつ、異議申立てと社会改良へのモメントを得た方がよいというのである。これは、現代の社会哲学を広く検討した上での見解でもあって、問題の疎外論的構成や本質論的根拠づけが出口を持たぬとみ、翻訳と媒介の動的なネットワークの中で取りあえずの根拠づけを続けようとする提案している。このような倫理の提唱はまた、「翻訳」という観点から見た「近代」の理解とその克服という長期的な歴史論を伴っている。「近代」とは、「翻訳」の原理的不可能性を無視し、強引に解釈の同一性、共有を旨とした時代であり、国家と住民の境界を一致させようとする「国民国家」の制度はその代表例であった。しかし、グローバリズムの進行とともに「国民国家」の制度的有効性は減少し、世界は著者の用語で「再近世化」しつつある。人類史により普遍的な、「翻訳」なしで共存する体制が出現しつつあるのであって、そこでは普遍的な理念を立てる必要が増し、その点では近世中国こそ世界の未来像なのではないかと結んでいる。

このような歴史・倫理観に対しては、無論、異議を唱えることも可能である。20世紀前半に発現したような巨大な暴力を前にしたり、現代に潜在する暴力の発現に対しては、この倫理学はあまりに無力である。理念が暴力と破壊の正当性を提供しがちだという歴史の教訓への顧慮も乏しい。また、「近代」後の倫理を考える時、「近世」のみに限定する理由も明確でなく、著者自身がこの点では揺れている。しかしながら、現代の諸学を横断的にサーヴェイし、近代の沖縄の歴史を「翻訳」しつつ提出されたこのアイデアは、それ自体として、よく考え抜かれた整合的なものであり、我々のこれからにとって魅力的な提案の一つであるこ

とは疑いないものと思われる。

本論は、全体で A4 版 233 頁に及ぶ、質量ともに巨大な論文である。内容については既述のとおりであって、歴史解釈としても歴史・倫理論としても第一級の研究となっている。参照された文献も現代哲学やカルチュラル・スタディーズから一次・二次史料まで膨大な量に上り、これが 20 代の著者の手になるとは簡単には信じられないほどである。しかしながら、欠陥がないわけではない。諸論考の解釈・比較・留保が綿密に行われているのに比べ、史料の解釈がやや甘いこと。採用するデータの代表性に関する配慮が弱いこと。しかし、この論文が提出している歴史解釈と倫理学は全体として頗る妥当なものであり、論理も明晰で整合的である。内容の大きさに対し、これらの瑕瑾は極く僅かなものに過ぎない。本審査委員会はこのように判断し、博士（学術）の学位授与にふさわしいものと認定する。